

独法通則法改正を踏まえた目標・評価の指針の策定について

今般の独法通則法改正において、新たに総務大臣は、
・主務大臣が独法に与える「中期目標」等(独法が達成すべき業務運営の目標)を定める際の共通の「指針」
・主務大臣が実施する独法の業務実績の「評価」に関する共通の「指針」
を定めることを規定。

平成27年4月の改正法施行に向け、各府省が新中期目標案等を検討する^(注)ために十分な準備期間を要することから、**8月下旬～9月上旬に決定**すべく下記のスケジュールにより準備を進めているところ。

(注) 平成27年4月に向け、新中期目標等を作成する必要がある法人(予定)：日本原子力研究開発機構、医薬基盤・健康・栄養研究所、日本医療研究開発機構、年金積立金管理運用、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター、産業技術総合研究所、日本貿易振興機構

<今後のスケジュール、プロセス>

7月17日 政独委に諮問、パブリックコメント（1か月）

7月31日 政独委・独評分科会中間審議

8月下旬 政独委答申(予定)

8月下旬～9月上旬 総務大臣決定、各府省通知、公表

目標・評価の指針のうち、研究開発業務に係る部分については、総合科学技術・イノベーション会議が総務大臣の求めに応じて案を作成(6月24日諮問、7月17日答申)し、総務大臣は、これを目標・評価の指針案に適切に反映させた上で、政独委の意見を聴いて、目標・評価の指針を策定。